

# 厚木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案） について

## 1 背景

新型コロナウイルス感染症については、感染症法第44条の2第3項の規定に基づき、厚生労働大臣から、令和5年5月7日をもって「新型インフルエンザ等感染症」と認められなくなることが公表され、これに伴い、本年5月8日から感染症法の「5類感染症」に位置付けることが決定されました。

これにより、令和2年度から特例により支給してきました感染症防疫等手当については支給対象外になることから、条例の一部改正を行うものです。

## 2 改正内容

厚木市職員の特殊勤務手当に関する条例附則第4項の規定を削除する。

<抜粋> (感染症防疫等手当の特例)

4 第5条の規定にかかわらず、職員が、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、市長が別に定めるものに従事したときは、1日につき3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円)の感染症防疫等手当を支給する。

## 3 支給実績 (感染症防疫等手当の特例 消防本部)

年度	件数 (件)	支給額 (千円)
令和2年度	311	1,244
令和3年度	1,275	5,053
令和4年度	2,201	8,760
合計	3,787	15,057

(参考：市立病院)

年度	件数 (件)	支給額 (千円)
令和2年度	10,981	41,185
令和3年度	12,675	49,227
令和4年度	14,028	55,000
合計	37,684	145,412

※ 市立病院は「厚木市病院事業企業職員の特殊勤務手当の特例に関する規程」に基づく支給のため、本条例の対象外です。

## 4 施行日

改正条例の公布日

## 5 その他

令和5年5月8日以降については、支給に関する基準を変更することで、感染症防疫等手当を支給しないよう措置済みです。